

共同防火協議会

(目的、協議会の設置等)

第1条 _____ 全体の防火管理業務を円滑に運営するために、当該防火対象物の事業所の管理権原者を構成員として、共同防火管理協議会（以下「会」という。）を設置する。

(1) 会の構成員

当該防火対象物の構成員を別表1に定める。

(2) 事務局

本会の事務局は、別表1に定める場所に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで本会の事務を行う。

(3) 会長の選任

本会の会長は、別表1に定める者とする。

(4) 会長の責務

ア 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意志の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。

イ 会長は、次の事項を変更した場合、消防機関に届出をする。

(ア) 協議会の構成員を変更したとき

(イ) 協議会の代表者又は統括防火管理者を変更したとき

(ウ) 全体の消防計画を変更したとき

(5) 副会長

副会長は会長を補佐し会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(会の事業等)

第2条 本会は、共同で防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

ア 協議事項の承認に関すること。

イ 自衛消防組織の整備及び訓練の実施方法等に関すること。

ウ 全体の消防計画に関すること。

エ 地震時の対応に関すること。

オ 協議会の運営に関すること。

(6) 協議会の開催

本会の開催は、定例会及び臨時会とする。

ア 定例会は定期に行うものとし、別表1に定める。

イ 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

付則

この共同防火協議会は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から施行する。

協議会構成員一覧表

役 職 名	事 業 所 名	職・氏名	緊急連絡先	
会 長				
副 会 長				
統括防火管理者				
構 成 員				
番 号	事業所名	管理権原者職・氏名	使用階	緊急連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				

※ 会長の選任については、所有権を有する者等を選任

事 務 局 設 置 場 所	
定 例 会 開 催 月	

